

## 「聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状」への回答

**1. 手話言語条例の制定について**

奈良県では、奈良県議会が2014年6月定例議会で「手話言語法の制定を求める意見書」を採択したのに続き、本年3月大和郡山市議会で奈良県初の「大和郡山市手話に関する基本条例」が可決されました。手話が言葉として認められたことは、障害者の人権が認められた画期的なことであり、障害者が社会的に差別を受けることなく暮らせる環境をつくるうえで大きな役割を果たすものです。また、条例の成立は他の障害の施策の充実にも可能性を広げるものであり、奈良県議会において早急に条例が制定されるよう働きかけます。

条例制定により、手話通訳者の配置やタブレット端末を利用した遠隔手話通訳サービスなどの実施、耳の不自由な人が情報を得たり、発信しやすくしたりする取り組み、職員や県民が手話を学べる機会をつくるなどの施策を前進させることができます。

**2. 手話通訳者の働く場の確保**

手話通訳士資格を活かし仕事についている人は約4割で、仕事に就いていない6割の人のうち、4割の人は「手話通訳の募集がない」「手話通訳の仕事では生活ができない」という状態を改めます。手話通訳士は、高度な技術をもった専門職です。それに見合った身分を保証することは大切です。自治体や公的病院などが正規雇用職員として採用するなど、政治の責任を果たします。

**3. 高齢聴覚者障害の支援**

高齢の聴覚障害者のコミュニケーションツールは多様であり、当事者の希望・ニーズにあった介護保険サービスが必要です。しかし、現在の介護保険制度の認定の仕組みには、生まれつき聴覚機能が備わっていない人や、幼少時に聴覚機能に障害を持った高齢聴覚障害者の特有の介護・生活援助の手段が想定されていません。聴覚障害者は一般的に肢体・視力に障害を持った人より症状が軽いとみなされがちで、時には尊厳を傷つけられてしまうこともあります。高齢聴覚障害者に配慮した在宅介護サービスもほとんどありません。こうした状況から要介護1・2と認定された高齢聴覚者について、特養利用から除外しないようにする必要があります。

**4. その他**

聴覚障害者のコミュニケーションや情報アクセスの手段は多様です。手話や文字情報の視覚的手段から情報を入手する人もいれば、要約筆記や文字通訳を選択する人もいます。盲ろう者も同じです。当事者自身の希望に添った選択を可能にし、その選択によって不利益扱いを受けない保障の法制化に向けて県内から意見を国に上げていきます。

5. 回答者氏名	日本共産党奈良県委員会	
	大和高田市議会議員候補	向川まさひで
	同	沢田 よう子
	同	所 すずむ

**ご了解いただきたいこと：**

奈良県各市町村の聴覚言語障害者福祉協会事務局から上記と同じ趣旨の質問状を頂いておりますが、各市町村会議員とも協議のうえ、日本共産党奈良県委員会としてご回答させていただいております。本回答にあります内容は、各議員（同 候補者）とも誠意を持ってその実践に励むことをお約束致します。よろしくご了解くださいますようお願いいたします。 以上